

～ 国際研修 ～

平成21年度 インドネシア国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」

国際協力部教官

渡 部 洋 子

第1 本研修日程及び参加研修員

2009年11月2日（月）から同月13日（金）まで、平成21年度インドネシア国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、インドネシアの裁判官、弁護士及び民間調停人認証機関代表者等下記12名であり、同国裁判所における和解・調停制度の運用責任者、実務担当者及び研修担当者らから構成された。

最高裁判所民事部長 アチャ・ソンジャヤ氏（Mr.）

最高裁判所判事 タクディル・ラフマディ氏（Mr.）

西ジャカルタ地方裁判所長 モハマド・ジョコ氏（Mr.）

ボゴール地方裁判所長 グスリザル氏（Mr.）

チラチャップ宗教裁判所長 アブドウル・ホリック氏（Mr.）

西ジャカルタ地方裁判所判事 ディア・スラストゥリ・デヴィ氏（Ms.）

最高裁判所司法研修所研修教材開発部 アブドゥラ氏（Mr.）

北ジャカルタ宗教裁判所判事 アフマド・ザワウィ氏（Mr.）

最高裁判所司法研修所教官 ベッティーナ・ヤーヤ氏（Ms.）

IICT（民間調停人認証機関）代表 スリ・マムジ氏（Ms.）

PMN（民間調停人認証機関）代表 アーマド・ファーミ・シャハブ氏（Mr.）

弁護士 タヒール・ムサ・ルットフィ・ヤジッド氏（Mr.）¹

第2 本研修実施の背景及び実施目的

当部は、インドネシアの裁判所における民事未済事件の解決促進支援を目的として、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2年間、同国最高裁判所を支援対象機関として、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」を実施した。同プロジェクトは、1) 日本の和解・調停制度を参考にし

¹ 研修員メンバーは以上の12名であるが、これに加えて、かねてより同国裁判所における和解・調停制度促進のための諸活動の連絡調整・記録等を担当していたDian Noviyanti氏（Ms）も全日程参加し、研修内容の記録作業等を担当した。

つつ、裁判所における和解・調停促進のため活用されるインドネシア共和国最高裁判所規則の改正を行うこと、2) 同国における調停人養成研修制度を改善すること及び、3) 前記改正最高裁判所規則に基づいた、裁判所における和解・調停制度等の広報を行うことを内容とした。

同プロジェクトでは、JICA長期専門家（弁護士）の現地ワーキング・グループ等に対する助言・協議、本邦研修2回及び現地セミナー3回等の支援活動を行った。その結果、1) 2008年7月に改正最高裁判所規則が施行されたほか、2) 2008年8月から2009年2月にかけて、同改正最高裁判所規則規定の裁判所における和解・調停制度に即した内容に改善された調停人養成研修担当講師育成研修が実施された。また、3) 複数回にわたり裁判所における和解・調停制度に関する広報セミナーが首都圏を中心に実施されるなどの成果が得られた²。

このようにして、同プロジェクトは2009年3月をもって終了したが、インドネシアの改正最高裁判所規則に基づく裁判所における和解・調停制度の運用、研修及び広報はいずれも開始されたばかりである。同国最高裁判所及び関係機関が安定的かつ自立的に同制度の運用等をできるようになるためには、1) 改正最高裁判所規則に基づく裁判所における和解・調停実務の運用を質・量とも一層高めるとともに、調停人倫理規則等関連規則を整備すること、2) 最高裁判所司法研修所において、調停人養成研修・調停人養成研修担当講師育成研修を継続実施し、内容も充実させること、3) 改正最高裁判所規則に基づく裁判所における和解・調停制度について、地方の裁判所、弁護士及び一般国民に対する更なる広報活動を展開すること、等の諸課題を克服する必要がある。

そこで、インドネシア側からの要請に応じ、日本側としても、これら諸課題克服のための活動を支援すべく、2009年度においても、本研修を実施することにした。

また、本研修実施に当たっては、研修員が、裁判所における和解・調停制度の運用等促進のための課題及び改善の方向性をこれまでもまして、より積極的かつ具体的に検討・抽出できるよう、以下の各点の達成を目指すことを実施目的とした。

- 1 インドネシア側から、裁判所における和解・調停制度の運用、広報及び研修状況と今後の方針に関して情報提供を受け、日本側との間で課題の抽出・認識共有を図る。
- 2 インドネシアの裁判所における和解・調停制度の運用、広報及び研修の促進・改善に当たり必要と考えられる実務上の知見を日本側が提供する。
- 3 上記1で抽出した課題及び上記2で提供した知見に基づき、インドネシアの裁判所における和解・調停制度の運用等に関する改善の方向性を両方で検討する。
- 4 インドネシアの和解・調停制度を中心とした司法制度の問題点及び今後の望ましい在り方等について両方で率直に意見交換し、認識共有を図る。

なお、本研修においては、同プロジェクト実施中の本邦研修に引き続いて、草野芳郎学

2 2007年度の本邦研修につきICD NEWS第34号146ページ以下、2007年実施の第1回現地セミナーにつきICD NEWS第32号219ページ以下、2008年度の本邦研修につきICD NEWS第36号178ページ以下の各教官作成のセミナー・研修実施報告参照。また、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの全体像につき、ICD NEWS第37号51ページ以下の教官作成の報告参照。

習院大学法科大学院教授，稲葉一人中京大学法科大学院教授，平石努弁護士（いずれも同プロジェクト日本側アドバイザー・グループ・メンバー）及び角田多真紀弁護士（同プロジェクトJICA長期専門家）の各先生方に，カリキュラムの多くを御担当いただいた。

第3 本研修の内容

1 カリキュラム概略

本研修においては，1) 研修員発表・質疑応答（上記実施目的1：インドネシア側からの情報提供に対応するもの），2) 和解・調停関係施設訪問（上記実施目的2：日本側の知見提供に対応するもの），3) 和解・調停の専門家からの講義（上記実施目的2：日本側の知見提供に対応するもの），4) 調停人養成研修・パイロット・コート運用・広報活動改善検討（上記実施目的3：両者による改善の方向性検討に対応するもの），5) 総括的意見交換（上記実施目的4：インドネシアの司法制度の問題点等に関する意見交換に対応するもの）を順次実施した。

2 研修員発表・質疑応答について

研修員が，本研修実施時までの1) パイロット・コート（改正最高裁判所規則に基づく和解・調停実務を促進し，進ちょく状況を検証する裁判所として，最高裁判所が指定したインドネシア国内の複数の地方裁判所）における和解・調停実務，2) 改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の広報及び，3) 主として最高裁判所司法研修所が行う調停人養成研修について，それぞれ活動状況及び課題を発表した。その後，研修員と日本側（草野教授・稲葉教授）との間で質疑応答を実施した。発表及び質疑応答の結果，概要以下のとおり現状及び課題が明らかとなった。



(1) パイロット・コートにおける和解・調停実務

パイロット・コートとして，国内12か所の地方裁判所が指定され，最高裁判所に設置されたワーキング・グループが中心となって，データ収集や施設訪問等によるモニタリングを行い，和解・調停実務を積極的に行うよう促している。その結果，この1年強で1パイロット・コートあたり5ないし30件程度の和解・調停が成立した。また，控訴審において和解がはじめて成立したほか，通常裁判所のみならず，イスラム教徒の家事事件を中心的に扱う宗教裁判所にも和解・調停の運用が広がりはじめている。

しかし，都市圏から離れたパイロット・コート2か所では，モニタリングができていないうえ，調停室・調停人名簿・案内版等設備が全て整った裁判所はパイロット・コートの中でも1か所のみである。また，パイロット・コートにおいても，和解・調停の成立率は平均10%程度にとどまっている。さらに，裁判官，弁護士及び当事者に，「裁判所は判決をするものだ」，「和解・調停では報酬が期待できない」等の固定観念が強く，和解・調停促進の障害要素となっているほか，担当裁判官及び調停人自体に，

適切な和解・調停条項の作成能力が不足している例が見受けられたり、非裁判官調停人の活用が進まなかったりする等、実務遂行上の課題が相当に存在する。

(2) 改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の広報

最高裁判所判事らが中心となり、首都圏を中心とした裁判所、大学及び銀行等において、1回あたり数十名規模で、裁判官、弁護士、学者及び医師らに対する普及セミナーを複数回実施している。また、裁判所内の会議や研修に最高裁判所判事らが出席し、和解・調停制度について質疑応答を行うなどして裁判官に対する広報にあたっている。

しかし、交通・通信アクセスのよくない首都圏以外の地方、特に東部インドネシア地域への広報活動が十分ではないほか、弁護士会との広報活動の連携が進んでいない等の課題が存在する。

(3) 主として最高裁判所司法研修所が行う調停人養成研修

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの一環として、2008年から2009年にかけて、最高裁判所が民間調停人認証機関に委託して、研修カリキュラム及びDVD等教材を作成したうえ、改正最高裁判所規則に基づく和解・調停実務を担当するとともに、将来調停人養成担当講師となることが期待される裁判官及び書記官に対し、調停人養成研修担当講師育成研修1回をはじめて実施した。その後、上記カリキュラム及び教材を活用しつつ、最高裁判所司法研修所において、2009年に宗教裁判所裁判官120名に対する調停人養成研修1回及び通常裁判所裁判官120名に対する調停人養成研修1回をはじめて実施した。

しかし、研修を修了し、調停人資格を得た裁判官数は全裁判官7000人中1割にはるかに満たない数にとどまっているほか、最高裁判所司法研修所において、調停人養成研修担当講師育成研修を定期的に行うことができるめどはたっていない。また、調停人倫理規則が未だ整備されていないことから、調停人倫理に関するカリキュラム内容の策定に苦慮したり、研修参加者の評価基準策定に苦慮したりしている等、実施面及び内容面双方の課題が相当に存在する。

3 和解・調停関係施設の訪問について

大阪地方裁判所（医療事件集中部・建築調停部）、大阪弁護士会・総合紛争解決センターを訪問し、裁判官、書記官及び弁護士等との質疑応答及び施設見学等を行った。

医療事件集中部訪問においては、1) コンピュータを用いた事件管理システム、2) 医療専門家と協調した医療事件の和解への取り組みに研修員の質問が集中した。これは、広大な国土をもつインドネシアにおいて、事件の迅速処理のため裁判手続のIT化が司法改革の目標の一つとして検討されていることや、医療事件において、医学専門家でない裁判官及び調停人が担当する和解・調停手続に、当事者の医師が非協力的であることが多いことが背景にあると考えられる。研修員は、日本の書記官がコンピュータによる事件管理システムを駆使して漏れなく事件の進ちょく管理を行っていることや、医療事件担当裁判官が専門家調停委員や専門委員である医師の意見及び医療関係の文献内容等を

踏まえつつ、自ら結論を導いていることに感銘を受けたようであった。

建築調停部訪問においては、1) 民事調停官の制度、2) 困難な局面における調停技術の在り方に研修員の質問が集中した。これは、インドネシアに民事調停官にあたる役職がないうえ、非裁判官調停人の確保及び活用に苦慮している現状があることや、弁護士や当事者に「裁判所は判決をするものだ」との固定観念が強く、調停技術の蓄積も不十分であることが背景にあると考えられる。研修員は、日本の弁護士が民事調停官に任命された場合、非常勤で裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰できることや、非裁判官である調停委員が、当事者同士が顔を合わせることもさへ拒む局面において、双方が絶対に対面しないよう控え室の位置関係に配慮したり、当事者に対し出頭したことへの感謝の念を述べて手続を開始したりするなど、きめ細やかな配慮をして調停に臨んでいることに刺激を受けたようであった。

大阪弁護士会・総合紛争解決センター訪問においては、1) 日本の弁護士全般の和解・調停への積極性の有無、2) 弁護士及び司法書士・土地家屋調査士等を含むADR担当者の研修方法に研修員の質問が集中した。これは、インドネシアにおいて、「和解・調停では報酬が期待できない」との固定観念を持ち、和解・調停に消極的である弁護士が相当数存在することや、調停人養成研修の充実が課題となっていることが背景にあると考えられる。研修員は、日本の弁護士の多くが、報酬のみならず、当事者間の民事紛争の適切かつ迅速な法的解決の必要性という公的視点をも踏まえて紛争解決を目指しているため和解・調停を積極的に活用していることや、弁護士ではない司法書士・土地家屋調査士等がADR担当者となる場合、総合紛争解決センターにおいて法的知識及びあっせん技術等につき事前研修を受けていることに強い印象を受けたようであった。

4 和解・調停の専門家からの講義について

(1) 調停人倫理及び困難な局面への対応に関する講義（稲葉教授・平石弁護士）

調停人倫理の講義では、現在インドネシア最高裁判所で起草中の調停人倫理規則案に関する研修員との質疑応答・コメントを行っていただいた。

質疑応答の結果、上記調停人倫理規則案においては、①調停人がとるべき行動についての具体的規定が定められていないこと、②施行後一定期間を経た同規則の見直し措置に関する規定が定められていないこと、③どういう場合に調停人と当事者の利害が衝突することになるのか、具体的議論と対処が十分とはいえないこと、そして、④調停人の報酬や違反行為に対する制裁に関する具体的手続及び適用対象者が不明確であること等の改善・検討点があることが明らかになった。

また、困難な局面の対応に関する講義では、研修員から呈示されたインドネシアの和解・調停実務上困難な局面への対応策につき、質疑応答とコメントを行っていただいた。



この中では、研修員から困難な局面の例として、①当事者の一方が国や行政機関であった場合、和解・調停を成立させることがほとんどできないこと、②代理人弁護士が当事者本人を同行せず、調停人及び担当裁判官のその旨の説得も奏功しない場合があること、そして、③離婚事件の和解・調停の方向性として、復縁を目指すのか、離婚を前提とした財産分与を目指すのか迷う場合があること等が紹介された。稲葉教授と平石弁護士は、①日本においては、国や行政機関が当事者である事件の場合、どの官職に法的な処分権限があるか等につき担当裁判所が慎重に調査しているほか、和解・調停に応じるか否かの判断を促すため、担当裁判所が事実上の和解案となりうる所見を示す等の対応策をとっており、インドネシアでも参考となりうるのではないかと、②当事者を弁護士が同行しない背景には、弁護士に対する和解・調停制度の普及が十分でないことが考えられるので、例えば、裁判官に対する調停人養成研修に弁護士の参加も認める等の普及策を講じてはどうか、③離婚事件の和解・調停の方向性として、復縁を目指す方向も離婚を前提とした財産分与を目指す方向もいずれもありうるので、当事者の考えを十分探ったうえで方向性を選択してはどうか、等のコメントをされていた。

(2) 上訴審における和解等に関する講義（大島崇志学習院大学法科大学院教授）

高等裁判所判事等として豊富な経験をお持ちの大島教授から、日本の民事訴訟制度につきお話いただくとともに、上訴審における和解の運用手法等につきお話いただいた。

インドネシアでは、民事未済事件を減少させることが大きな課題となっており、そのため和解・調停制度の強化を図っているが、和解・調停制度と同じく民事紛争の効率的解決に有効とされている日本の①少額訴訟制度及び②上告理由の制限についても、かねてより関心が寄せられている。このため、この講義においても、研修員から各制度の内容や利点に関して、特に多くの質問がなされていた。

また、上訴審における和解の運用手法等に関するお話では、大島教授から、日本において、①第一審の裁判官は、和解に非常に強く反対する側を敗訴させるが、それは、敗訴した側が第二審で、早期に和解に応じる可能性が高くなることを念頭に置いているためであること、②当事者間の紛争の妥当かつ一回的解決を図るため、訴えられている事項以外の事項についても取り込んで和解成立をはかる運用を行っていること、等の具体的運用手法を紹介していただいた。

(3) 和解・調停調書の作成方法及び留意点等に関する講義・演習（草野教授・久保田三樹元首席書記官・角田弁護士）

講義では、久保田元首席書記官から、日本における和解・調停条項の類型ごとの記載方法及び留意点を中心にお話いただいた。また、角田弁護士から、日本における即決和解の活用法の一つとして、東京の三弁護士会の仲裁センターにおいて、将来の履行確保のため、成立した和解契約について、東京簡易裁判所の即決和解手続と連携させる運用を行っていることをご紹介いただいた。

インドネシアでは、和解・調停担当裁判官や調停人の和解・調停条項の作成能力向上と改正最高裁判所規則に取り入れられた即決和解手続の活用強化が課題となっている。特に後者は、それまで同国になじみの薄かった制度であり、どのような場面で活用を強化するか手探りの状況が続いていることから、角田弁護士の運用例紹介には研修員が強い関心を示し、制度内容及び趣旨について多くの質問を行っていた。

演習では、草野教授から呈示された建物及び土地の売買事例に基づき研修員が和解のロール・プレイを実施したうえ、和解技法及び作成された和解条項の内容について久保田元書記官、草野教授及び角田弁護士を交え、検討を行った。

上記のとおり、インドネシアでは、和解・調停担当裁判官や調停人の和解・調停条項の作成能力向上が課題となっているが、本演習において作成された和解条項にも、①執行の際支障となりかねない不明確な意味内容の用語を使用した和解条項（費用の共同負担・分担負担に関するもの）、②執行を念頭に置くことが不足した内容の和解条項（代金と引き換えに土地・建物を引き渡すことに関するもの）、③残請求に関する清算条項の記載の失念、といった検討・改善点が見受けられた。

5 調停人養成研修内容・パイロット・コート運用・広報活動各改善検討について

ここまでの研修で得た知見に基づいて、研修員が、1)パイロット・コートにおける和解・調停実務、2)改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の広報及び、3)最高裁判所司法研修所が行う調停人養成研修内容について、具体的改善の対応策案を発表するとともに、日本側（草野教授・稲葉教授・平石弁護士・角田弁護士）と意見交換を行い検討した。検討の過程で呈示された対応策案については、インドネシア語で記録され、研修員がインドネシアに持ち帰ってさらに具体的検討を行うことになった。

それぞれの要素に関して呈示された対応策案は、概要以下のとおりである。

(1) パイロット・コートにおける和解・調停実務改善対応策案

① 専門家のさらなる活用

改正最高裁判所規則における専門家活用の規定につき、日本の調停委員会の制度等を参考に内容を充実させる等して、専門的知見の必要な事件では、調停担当裁判官もしくは調停人1名と、専門家調停人2名程度で事件処理にあたることを検討する。

② 和解・調停担当裁判官の法的知識向上

和解・調停を担当する裁判官の研修で、土地関係、家族関係及び契約関係等和解・調停手続で多く扱われる事案に関する法令や判例等の研修を増やすことを検討する。

③ 調停人倫理規則案の修正

研修で得た知見を踏まえ、どういう場合に調停人と当事者の利害が衝突することになるのかに関する規定の具体化等に関し、修正の議論を進める。

④ 執行力を念頭に置いた和解・調停条項の作成能力向上

裁判官に対して、和解・調停手続で多く扱われる事項に関する法令や判例等の研

修（上記②参照）を充実させることを検討する。また、条項作成に際して専門的知識や地方の慣習の理解が必要な場合、和解・調停担当裁判官等が専門家の知見を柔軟に得られるよう制度を整備することを検討する。

⑤ 上訴審担当裁判官による和解・調停の積極的実施

現在、改正最高裁判所規則上は、上訴審における和解・調停は、当該事件の第一審裁判所において行われることとされているが、当該規定を改正する等して、上訴審担当裁判官が直接和解・調停手続を進める運用の促進を図る。

(2) 改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の広報改善対応策案

① 裁判官全体への広報拡大

改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度に関する参考文献を最高裁判所において整備し、各裁判官に配布することを検討する。

② 一般国民への広報拡大

和解・調停制度の手続・利点及び担当機関等がわかりやすく記載されたパンフレットやリーフレットを最高裁判所において作成し、地域の裁判所に揃える等して一般国民が自由に持ち帰れるようにすることを検討する。また、最高裁判所のホームページから改正最高裁判所規則・注釈等をダウンロードできるようにしたが、加えて、一般国民から随時不明な点について質問を受け付けるようにすることを検討する。さらに、和解・調停の手続及び利点等についてドラマ化し、テレビ放映することを検討する。

③ 弁護士会及び大学との連携拡大

弁護士会と最高裁判所で和解・調停制度に関する合同セミナーを開催し、広く弁護士及び裁判官の出席を募ることを検討する。また、大学法学部の選択科目にADRや交渉術等の科目を取り入れてもらい、最高裁判所のワーキング・グループ・メンバー等が学生に対する講義を行うことを検討する。

(3) 最高裁判所司法研修所が行う調停人養成研修内容の改善対応策案

① 面談による受講者選定手続の導入

調停人養成研修担当講師育成研修実施に当たり、希望者に対する面談や心理テスト等を実施して、結果を調停人養成研修受講時における成績と併せ考慮することにより、調停技術、法的知識及び教授能力が高い希望者を受講者として選定できるようにすることを検討する。

② 和解・調停条項の作成演習プログラムの導入

研修で実施された演習を参考に、調停人養成研修及び調停人養成研修担当講師育成研修において、契約事例等和解・調停手続で多く見られる設例を使用した和解・調停条項案の作成演習プログラムを導入することを検討する。

③ 研修DVDを活用した演習プログラムの充実

初心者には研修DVDを通して上映し、手続の流れや調停人の対応で留意が必要な点を理解させる一方、中上級者には調停人倫理が問題となる状況等より難しい

局面の箇所を場面ごとに上映し、講師及び研修員が模擬ロール・プレイを実施する等して対応策を検討させる等、研修員の習熟度に応じた使い分けをはかることを検討する。

④ 説得技術習得のプログラムの充実

研修受講者からの聞き取り等を通じて、実務上みられる対応が難しい局面に関する事例及び効果的な対応を検討するヒントとなる要素を収集し整理したうえ、説得技術習得のプログラムにおけるロール・プレイ等に活用し充実をはかることを検討する。

⑤ 事例別の演習プログラムの充実

研修受講者から、1人あたり2から3例ずつ、和解・調停手続を実施した事案について、事案の概要、協議の経過、結果及び和解・調停担当者から見た教訓等に関して記載したメモを提出させて最高裁判所司法研修所等で収集し、研修の演習事例として加工し活用することにより、事例別の演習プログラムを充実することを検討する。

⑥ 教授能力向上のための実習プログラムの充実

調停人養成研修担当講師育成研修のプログラムとして、実際に調停人養成研修の一部プログラムを受講者が教えてみる等、教授能力向上のための実習プログラムを充実することを検討する。

⑦ 指導マニュアルの作成

調停人養成研修及び調停人養成研修担当講師育成研修において、どの講師が研修を担当しても質の差が生じにくいように、指導マニュアルを作成・使用することを検討する。

6 総括的意見交換について

研修員から、インドネシアの司法制度上問題意識を持つテーマについて特に制限を設けず呈示を受け、日本側（草野教授・平石弁護士）との間で意見交換を実施した。

研修員が呈示したテーマは、1) インドネシアの司法改革目標として、ITを活用した事件管理及び裁判手続全般の運営を行うことを検討しているが、これら管理及び運営にあたって留意する必要がある点は何か、2) インドネシアにおいて、国有財産の差し押さえ



ができるかどうか論争となっているが、日本ではどのような解釈や対応がなされているのか、3) インドネシアでは、少年の刑事事件について、一律的に成人と同様適正手続を重視した刑事裁判手続に則り処分が決められており、少年の保護更生の観点から重視した処分手続の導入が望ましいと思われるが、日本における少年事件の処分手続はどうなっているか等、幅広い法・司法分野にわた

るものであった。インドネシア司法関係者への司法改革への強い意欲が示されたが、同時に、抱えている課題の多さもうかがわせる意見交換となった。

第4 本研修の成果及び今後に向けた留意点等

1 本研修の成果

本研修においては、上記第3の2のとおり、研修員の情報提供によって、初期の段階で、日本側がインドネシアの裁判所における和解・調停制度の運用、広報及び研修の現状と課題を具体的に把握することができた。また、研修員も、多くの知見を吸収して、課題に関する具体的な改善の対応策を検討するとの目的意識をもって爾後の研修プログラムに臨むことができたと思われる。研修員は、続く和解・調停関係施設の訪問及び和解・調停の専門家からの講義において、上記第3の3及び4のとおり、種々の角度から多数の質問を行って和解・調停実務に関する知見を吸収したうえ、上記第3の5のとおり、短期間で包括的かつ具体的な改善の対応策案を呈示するに至った。さらに、上記第3の6のとおり、総括的な意見交換を実施したことにより、インドネシアの司法制度上のより広い分野に関する基礎事情を、研修員及び日本側参加者が情報共有できた。

研修員からも、本研修で得た知見や検討作業を経て明らかになった改善点を持ち帰り、他の司法関係者と情報共有しながら、研修内容の充実、広報活動の拡大及び和解・調停実務の改善に役立てていきたいとの意欲が多数示された。

民事及び家事調停事件の傍聴等、研修員が希望したプログラムの一部が実現に至らなかったところもあったが、本研修の実施目的は概ね達成されたと考えられる。

2 今後に向けた留意点等

インドネシア側に対する日本側の協力の方向性については、今後、両者間の情報や意見交換等を通じて引き続き検討が行われていくことになると思われる。

そこで、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト及び本研修実施内容を踏まえ、検討にあたって留意が必要と思われる点についてごく簡単に挙げたうえ、結びとしたい。

(1) 和解・調停制度の促進や定着に向けての課題の多さ

インドネシアの改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の運用、研修及び広報は開始されたばかりであり、制度の促進や定着に向けての課題が多いことに留意する必要があると思われる。特に、調停人倫理規則及び上位規範である民事訴訟法の改正等を視野に入れた関連法令の整備と、和解・調停担当裁判官及び調停人の法的知識や調停技術を向上させるための調停人養成研修及び調停人養成研修担当講師育成研修の内容充実が大きな課題であると思われる。

(2) 協力効果の広がりに関する困難さ

上記プロジェクトもしくは本研修に参加した司法関係者は、協力関係の趣旨及び内容を理解して活動しているため、これら司法関係者及びその周辺関係者に対する協力効果は及んでいると言える。しかし、それ以外の司法関係者及び一般国民に対しては、普及手段の蓄積が不十分であることや国土が広大であることも相まって、協力効果の広がりには限定的なものとなっている。今後、別の法・司法分野で協力を検討するとし

ても、同様の課題に直面する可能性が高いことに留意する必要があると思われる。

(3) 法・司法制度全般に関する基礎事情及び問題点把握の必要性

本研修で実施した総括的意見交換でも一端がみられたとおり、本格的な法・司法制度改革に数年前から取り組み始めたインドネシアにおいては、幅広い分野において、改善が必要な問題点が存在していると思われる。そのため、今後の協力を検討するに当たっては、日本側が、まずインドネシアの法・司法制度全般に関して、改革の方向性も含め最新の基礎事情を把握したうえで、内在する問題点の把握につとめることに留意する必要があると思われる。

(4) 法・司法制度廉潔性確保の観点からの協力検討の必要性

日本がインドネシアに対する司法改革支援の検討をはじめた背景には、同国が法・司法制度における腐敗と決別し、制度自体及び職務従事関係者の廉潔性を確保したいとの強い意志を表明したことがある。上記プロジェクトも最終的には、裁判官等の廉潔性の確保を目指したプロジェクトであった。こうした法・司法制度及び職務従事関係者の廉潔性確保の必要性が依然として高いことからすれば、今後の協力を検討する場合にも、この観点に常に留意する必要があると思われる。

(5) これまでのプロジェクトや研修で得られた人的関係の活用の必要性

上記プロジェクトや本研修及び2002年度以降2006年度まで毎年実施された国別研修の結果、日本側は相当数のインドネシア司法関係者（特に、同国最高裁判所長官をはじめとする裁判所幹部及び実務・研修担当者）と率直に情報・意見交換できる人的関係を築くことができたといえる。こうした人的関係はまことに貴重であって、今後の協力を検討するに当たっても、積極的に情報や意見交換をはかっていくことに留意する必要があると思われる。

最後に、通訳をしていただいた呼子紀子氏及び山田敦子氏、そして、上記報告中で触れた方々をはじめとして、本研修に対し多大なご支援及びご協力をいただいた関係各位に深く感謝を申し上げたい。

平成21年度 インドネシア国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」研修日程表

| | | | | | |
|----|---|---|--|--|-------------------------|
| 月 | 曜 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 17:00 |
| 11 | ／ | JICAオリエンテーション | | 13:00 ICD, ICCLC オリエンテーション | 研修員発表・質疑応答準備 国際協力部教官 |
| 11 | ／ | 研修員発表・質疑応答①(パイロットコート・広報活動実施状況と課題) 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎, 国際協力部教官 | | 研修員発表・質疑応答②(調停人養成研修実施状況・実施計画と課題) 中京大学法科大学院教授 稲葉 一人, 国際協力部教官 | |
| 11 | ／ | 研修員への挨拶 | 講義・演習 調停人倫理 中京大学法科大学院教授 稲葉一人 国際協力部部長 弁護士 平石努 | 講義・演習 模擬調停(困難な局面への対応) 中京大学法科大学院教授 稲葉一人 弁護士 平石 努 | |
| 11 | ／ | 10:00-17:00 大阪地方裁判所訪問(午前:医療事件集中部, 午後:建築調停部, 施設見学・説明・質疑応答) 大阪地方裁判所 | | | |
| 11 | ／ | 10:00-12:30 講義・演習 上訴審における和解の手続・運用方法① 学習院大学法科大学院教授 大島 崇志 | | 14:00-17:00 講義・演習 上訴審における和解の手続・運用方法② 学習院大学法科大学院教授 大島 崇志 | |
| 11 | ／ | 土 | | | |
| 11 | ／ | 日 | | | |
| 11 | ／ | 講義・演習 和解・調停調書の作成方法及び留意点① 元書記官 久保田 三樹 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎 | | 講義・演習 和解・調停調書の作成方法及び留意点② 角田多真紀, 草野芳郎, 久保田三樹 | (演習) 左同 |
| 11 | ／ | 大阪弁護士会訪問 (和解・調停専門家弁護士からの講義もしくは意見交換会) | | 総合紛争解決センター(大阪弁護士会館内)訪問 (施設見学・担当者説明・質疑応答) | |
| 11 | ／ | 調停人養成研修カリキュラム・シラバス・教材改訂検討① 弁護士 角田 多真紀, 国際協力部教官 | | 調停人養成研修カリキュラム・シラバス・教材改訂検討② 中京大学法科大学院教授 稲葉 一人, 弁護士 角田 多真紀, 国際協力部教官 | |
| 11 | ／ | パイロットコート運用・広報活動改善検討 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎, 弁護士 平石 努 国際協力部教官 | | 総括的意見交換 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎, 弁護士 平石 努, 国際協力部教官 | |
| 11 | ／ | 評価会 (10:00～) | 閉講式 (11:30～12:15) | 意見交換会 (12:15～13:15) | |
| 11 | ／ | 土 帰国 | | | |
| 11 | ／ | 土 | | | |